

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和58年2月末日をもって、それまで勤務していた会社が解散となり、知人と二人で仕事を始めることにし、失業保険を受けながら準備をしていた。

当時、社会保険事務所に厚生年金保険を任意で続けたい旨を話したところ、二人で仕事を始めるなら、二人とも同意の上で厚生年金保険を続けなければ認められないと言われ、その知人に同意を求めていたが、「年金に興味が無い。」と言われ続け、やむ無く昭和58年9月末ごろに遅れて、妻が私と妻の二人分の国民年金保険料を半年分まとめて一括納付した。このことを記入した家計簿も残っている。

また、それ以降も今日まで口座振替で保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料について、同年9月末ごろに申立人の妻が夫婦二人分の保険料の半年分を遅れて納付したとしているが、申立人の妻は申立期間当時の家計簿を保管しており、同家計簿には、同年9月29日付けで「預金引出し 69,960」及び「国民年金保険料(6ヶ月分 A夫、B子 34,980×2) 69,960」と記帳されており、記載された金額も同期間の保険料額と一致していることから、この期間の保険料については納付したと考えるのが自然である。

しかしながら、申立人は、昭和58年10月以降の保険料については、口座振替により納付していたとしているが、C市が保管する「納付データ明細表」に

よれば、申立人は、60年4月から61年3月までの保険料を同年3月29日に納付書により納付したことが確認できる。

また、C市が保管する「国民年金口座振替対象者一覧表」を見ると、申立人が申立人名義の銀行口座から保険料の振替を開始したのは、昭和61年4月からとされている。

さらに、申立人の所持する昭和59年の確定申告書控えに記載された社会保険料控除額について、当時の国民健康保険料分も考慮して見ると、同年に申立人の国民年金保険料が納付されたとするには金額が合わない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私が学生の時、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を払っていた。申立期間前はきちんと納付しており、この期間だけが未納とされているのはどうしても納付できない。納付を証明するものは無いが、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において未納は無く、かつ、申立期間は1か月と短期間である。

また、社会保険庁の記録によると、平成6年10月24日に申立人に対し過年度分の納付書が送付されていることが確認できる上、申立人は、聴取の過程において、同年10月ごろは、A社に勤務しており、当時の給料はよく覚えていないが、1か月分の保険料ぐらいは納付できないわけは無く、納付書が送付されてくれば、必ず保険料を納めたはずであるとしている。このことは、社会保険庁の記録において、申立人は同年4月から同社に勤務しており、申立人に納付書が送付された同年10月時点の標準報酬月額（22万円）からすると、1か月分の保険料（1万500円）を納付する資力は十分あったことが確認できることから、申立人は送付された納付書により保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

昭和54年4月ごろ、区役所の窓口で国民年金に加入し年金手帳を受け取った。保険料は、口座振替か納付書により毎月納付していた。保険料を払えない時期があったが、免除申請をして未納にならないように配慮し、後に、この保険料を追納している。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料は納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の納付記録を見ると、国民年金に加入した昭和54年4月以降、14年にわたる国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市が保管する申立人の納付記録を見ると、申立期間は過年度納付とされている。一方、申立人の被保険者台帳の昭和55年度欄を見ると、申立期間は未納とされており、摘要欄に「納付書送付」の記載があることから、申立期間について申立人に対して過年度納付書が送付されたものと推認でき、このことから、申立人は、当該納付書により、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年10月まで

母親が昭和36年3月ごろに、自宅に来た集金人を通じて国民年金の加入手続を行ったことを、その当時、母親から聞いていた。

また、申立期間の保険料は、毎年2月に自宅に来る集金人に納付していた。

私自身も100円の印紙を郵便局で購入したこともあることから、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の国民年金加入手続は昭和37年2月に行われたものと推認され、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録から、同年2月22日に申立期間の直前の昭和36年度分の保険料が一括納付されたことが確認できる。

また、申立人が昭和37年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴う国民年金の資格喪失手続も適切に行われたことが申立人の国民年金手帳の記載により確認できる。

さらに、申立人は、上記の国民年金の資格の取得及び喪失の手続並びに保険料の納付は、すべてその母親が行ったものであるとしており、母親が、申立人の国民年金資格に係る手続を行い、昭和36年度の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年11月までの期間及び7年11月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から同年11月まで
② 平成7年11月から8年2月まで

私は、平成元年6月ごろに勤めていた会社を退職後、A町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、当時、生活が苦しく保険料の納付が困難だったので同町役場へ相談に行ったが、家族の力を借りるなどして納付するようと言われ、渋々金融機関で納付したことを記憶している。申立期間②については、B市C区役所から送られてきたと思われる納付書によって郵便局で保険料を納付した。保険料額等の詳細についての記憶は無いが、申立期間の保険料は確かに納付したので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人の最初の国民年金加入手続は昭和43年度に行われたものと推認される。同年度以降、保険料の未納は申立期間の10か月以外には2か月あるのみであるほか、複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、年金制度への理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①については、申立人の娘は、申立人の国民年金保険料の免除申請が認められず、町役場の職員に納付を勧奨されたため、申立人を説得して未納期間の保険料をすべて納付させたと説明しており、申立人の主張を裏付けている。

また、B市の記録では、申立期間①のうち平成元年6月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。

さらに、申立期間①の直後の平成元年12月以降の国民年金保険料は納付済みと記録されており、この期間とB市の記録により納付が確認できる同年6月から同年9月までの期間に挟まれる同年10月及び同年11月の2か月間の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間②については、申請免除とされた期間の前に当たるが、申立人はほかにも申請免除期間が複数みられ、申請免除期間の前後の国民年金保険料は、一部（昭和50年2月及び同年3月）を除いて納付済みである。

また、B市の記録では、申立人が同市に転居後の平成6年11月から申立期間②の直前の7年10月までの国民年金保険料は現年度納付されたこと、及び申立期間②の直後の期間についても、申請免除後の8年4月から同年6月までの保険料が現年度納付されたことが記録されており、申立期間の4か月の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和39年4月から41年3月まで

国民年金制度が発足した当時、私は理容店に住み込みで働いており、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、同区役所で保険料を納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、私たち夫婦は、昭和37年3月からA市C区で理容店を営んでいたが、39年ごろに同区D支所の職員（集金人）と名乗る女性が店に来て、国民年金への加入を勧めてくれた。夫婦で国民年金の加入手続を行い、昭和39年度から保険料を納付していたはずなのに、夫婦共に41年度からの納付となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人が昭和35年12月ごろにA市B区で国民年金の加入手続を行ったことが推認され、国民年金制度発足時に加入手続したとする申立人の主張と一致する。

また、申立人は、自営業の開店準備のため多忙となった昭和37年1月以降は未納としたが、それ以前は、何回か区役所で100円から300円の保険料を納付したと記憶している。この点については、A市における集金人制度発足前の時期である申立期間①当時の保険料納付方法に合致するほか、納付したとする保険料額も当時の保険料額（月100円）と矛盾しない。

さらに、申立人は、2回目の加入手続を行ったと推認される昭和41年度以降の保険料はすべて納付しており、申立期間①の当時に、国民年金の加入

手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和 37 年 3 月に A 市 B 区から同市 C 区に転居し、39 年ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、昭和 41 年 6 月に、申立期間①の当時に払い出されていた国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が、A 市 C 区で払い出されたことが記載されており、これら以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人は、A 市 B 区から同市 C 区へ転居した際に国民年金の住所変更手続を行わないまま、C 区で、同年 6 月ごろに再度加入手続を行ったものと推認され、申立期間②の当時には、C 区では加入手続が行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が A 市 C 区で国民年金の加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱わない集金人に保険料を納付したとするのみであるほか、申立人自身、さかのぼって納付したことは無いとしているなど、当該過年度納付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号も申立人と連番で昭和 41 年 6 月に払い出されており、申立期間②の保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月

昭和40年3月から51年3月までの期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい旨、以前、第三者委員会に申し立てたところ、平成21年2月に、この期間については納付記録の訂正が必要であるとの通知を受けた。今回の申立期間は、前回の申立ての際に漏れていたものであり、この期間についても父親が納付していたので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和40年3月から51年3月までの期間に係る申立てについては、申立人の家族（申立人の父親、母親、妻、妹、弟）の国民年金の加入状況、保険料納付状況、申立人の妹及び弟からの聴取結果などから、申立人もその当時に国民年金に加入し保険料を納付していたものと推認されるため、当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで、納付記録の訂正が必要であるとの通知が行われている。

また、今回の申立期間は1か月で上記申立期間と一連の期間であり、既に納付記録の訂正が必要と決定した当委員会の判断の理由と同様の事情にあったものと認められる上、申立人が20歳に到達し、国民年金被保険者となった最初の月である今回の申立期間の保険料を申立人の父親が納付しなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録については、昭和45年6月については5万2,000円、同年7月及び同年10月から46年2月までの期間については6万4,000円、45年8月、同年9月及び46年3月については6万円、同年4月から同年6月までの期間については6万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和45年6月13日から46年7月31日まで

A社での資格喪失日が昭和46年7月31日となっているが、7月の給与明細書により同月の厚生年金保険料が控除されていることは明らかであるので、資格喪失日を8月1日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②の給与額と社会保険庁の記録の標準報酬月額が一致していないので、実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管している給与明細書により、昭和46

年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和46年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人の当該期間における標準報酬月額は3万9,000円とされているが、申立人が所持している給与明細書により、昭和45年6月については5万2,000円、同年7月及び同年10月から46年2月までの期間については6万4,000円、45年8月、同年9月及び46年3月については6万円、同年4月については7万2,000円、同年5月及び6月については6万8,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和45年6月については5万2,000円、同年7月及び同年10月から46年2月までの期間については6万4,000円、45年8月、同年9月及び46年3月については6万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、同年4月から6月までの期間については6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が申立期間②の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月6日から同年12月1日まで

夫は、昭和34年4月1日にA社に入社し、平成6年6月30日に退職した。継続して同社に勤めていたにもかかわらず、同社B支店における昭和49年11月6日から12月1日までの期間が、未加入となっている。夫は、未加入期間があることを案じていたが、永眠した。内容を検討していただき、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書、職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和49年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動。ただし、異動発令日は同年11月6日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、人事記録には、昭和49年11月6日付けでA社B支店から同社C支店への異動が発令された記

録があり、当該異動発令日である同日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和47年4月1日から平成9年11月1日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の加入記録は、昭和49年7月31日にA社B支店の資格を喪失し、同年8月1日に同社本店の資格を取得したとされており、1か月の空白期間が生じているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者適用台帳等から判断して、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和49年8月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てのおおりの届出を行ったとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和49年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月については5万2,000円、同年4月については6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年5月10日まで
私は、昭和48年1月から同年7月までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における記録が昭和48年5月及び同年6月の記録しか無かったが、給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人がA社に昭和48年1月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和48年2月及び同年3月は5万2,000円、同年4月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、同社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和48年4月18日に資格取得したとされる2人、及び申立人と同日の同年5月10日に資格取得したとされる3人の計5人は、資格取得日を同年2月又は同年3月に訂正する処理が同年7月14日に行われていることが確認できることから、

申立人についても事業主が資格取得日を誤って届け出たものの、申立人については資格取得日の訂正処理の時点で同社を退職していたため、事業主が資格取得日の訂正を行わなかったことが推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年8月31日に、資格喪失日に係る記録を15年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、12年8月及び同年9月は9万2,000円、同年10月及び15年8月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③のうち、平成11年10月に係る標準報酬月額に係る記録については、10万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月31日から同年11月1日まで
② 平成15年8月31日から同年9月1日まで
③ 平成9年6月から12年7月まで
④ 平成12年11月から15年7月まで

私は、平成8年8月から15年8月までB社及びA社に勤務し、40万円前後の給与を受け取っていた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②については被保険者とされており、申立期間③及び④については標準報酬月額が10万円程度に引き下げられていることが分かった。

申立期間の給与明細書があるので、当該期間の被保険者記録及び標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、B社において平成8年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、12年8月31日に資格を喪失後、後継企業のA社において同年11月1日に資格を取得しており、同年8月から同年10月までの被保険者記録が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は平成12年8月31日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間①においては、適用事業所ではないところ、A社は同年9月19日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかし、申立人が所持している給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に申立期間①において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が保管している給与明細書によると、給与の支払者は、平成12年6月まではB社、同年7月以降はA社であり、申立期間①についてもA社により厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、「B社は、途中でA社に社名変更したものの、実質的には同じ会社であった。」と主張しているところ、商業登記簿によると、A社は昭和60年9月2日に設立登記がなされ、その後も法人として存続している上、B社の代表取締役はA社の取締役であるなど、両社の役員はおおむね同じ者であることが確認できるとともに、社会保険事務所の記録によると、B社における被保険者の多くが、A社においても被保険者となっていることが確認できることから、A社は、申立期間①のうち、平成12年8月31日から同年9月18日までは厚生年金保険の適用事業所となっていないが、当該期間において適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は平成12年8月31日であるとともに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成12年8月及び同年9月を9万2,000円、同年10月を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成12年8月31日から同年9月18日までは適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、また、B社及びA社に継続して勤務していた申立人を含む10人の厚生年金保険被保険者記録は申立人と同様の得喪状況となっており、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を同年11月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が所持している給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成15年8月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④については、申立人は、「給与支給総額は、30万円から50万円程度までであるのに対し、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が9万2,000円から10万4,000円とされているのは不合理である。」と主張しているところ、申立人が保管している給与明細書から、申立人は、その主張する給与額の支給を受けていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成11年10月の標準報酬月額に係る記録を10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる平成11年10月の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている当該期間の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③及び④のうち、平成11年10月以外の期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における標準賞与額の記録は、申立期間①(30万円)、同②(35万円)及び同③(30万円)とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における標準賞与額に係る記録を上記の申立期間①から③の標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間④に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成17年12月12日
③ 平成18年 3月18日
④ 平成18年 5月から同年 8月まで

私は、年金記録の照会を行ったところ、私の記憶と記録事項が違っていた。

私は、当時の給与及び賞与の明細書を保管していなかったため、A社の事業主に雇用期間の賃金の明細を発行してもらい、社会保険庁の私の記録と照合したところ、平成16年12月の賞与30万円、17年12月の賞与35万円、18年3月の賞与30万円の記録が無かった。

また、平成18年5月から同年8月までの社会保険庁の記録は、私がもらっていた給与より低く、かつ、給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額に比べても低いことが分かった。

したがって、申立期間①、②及び③の賞与の記録を認めるとともに、申立期間④の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び③について、申立人のA社における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録は、事業主の社会保険事務所に対する訂正の申出により、平成21年4月24日付けで、申立期間①（30万円）、同②（35万円）及び同③（30万円）と記録されている。

ただし、当該記録訂正は、保険者により申立人の当該期間に係る保険料が徴収されていたとは認められないと判断しており、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間①から③までについて、年金記録の確認を求めているものであるが、A社から提出を受けた賃金支払明細書の写しによれば、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金支払明細書の写しの保険料控除額から、申立期間①（30万円）、同②（35万円）及び同③（30万円）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしており、標準賞与額に関する届出を行っていないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間④について、A社から提出を受けた賃金支払明細書の写しによれば、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、月額変更届の提出をせずに、標準報酬月額の届出金額（24万円）より高額な保険料控除を行ったことを認めており、保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主が24万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間④に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から 39 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所で確認したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給している旨の回答をもらったが、裁定請求書に記入した記憶や脱退手当金を受け取った記憶は無いので、当該期間について、年金額の計算に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その基礎とされておらず、未請求となっているが、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 39 年 12 月 29 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 4 月に婚姻、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年1月までの期間及び同年9月から46年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年1月まで
② 昭和42年9月から46年11月まで

昭和41年7月に夫の転勤に伴い県外からA市に転入し、翌月に地元の人に勧められてA市役所B支所で国民年金加入手続を行った。

当時、国民年金保険料は町内会の役員が2か月に1回集金に来ており、1回につき400円前後納付していた記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月に払い出されており、これより前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は同年10月に払い出された記号番号により同年12月に初めて国民年金に任意加入したものとみられるほか、申立人が所持する同年12月17日発行の国民年金手帳にも申立人の当初の資格取得日として同年12月16日との記載がある。

これらのことから、申立人は、申立期間①及び②ともに国民年金には未加入であったことになり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料については、2か月ごとに集金に来る町内会の役員に納付していたとしており、A市でも、この当時は保険料の徴収を市内の町内会等に委ねていたとしているが、検認については、市職員が3か月ごとに各町内会等に赴いて行っていたことから、保険料の集金は「各町内で1か月ごと又は3か月ごとに行っていたと思われる。」としており、2か月単位で

行われていたことは考え難い。

さらに、申立人は集金に来ていた町内会の役員に「これからは個人で納付してください。」と言われ、昭和46年12月から個人で納付書により金融機関等で保険料を納付するようになったとしているが、A市において個人が納付書により保険料を納付するようになったのは47年4月からであり、申立人の記憶とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

昭和49年4月にA区役所で国民年金の加入手続をした時、過去の国民年金保険料の未納期間について、1か月900円の保険料で納付できる「特例納付」のことを聞き、さかのぼって10年間分の保険料を納める手続をしたが、46年分から納めた記録とされている。妻の分と一緒に確かに支払ったはずであるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付実施期限内の昭和50年12月までに10年間分さかのぼって妻の分と一緒に国民年金保険料を納付したとするのみで、申立期間の保険料の納付金額に係る記憶は無い。

また、申立人は、聴取の過程で、申立期間を含む未納期間の保険料をさかのぼって納付するのに、国民年金被保険者資格取得手続後すぐに、1回目の保険料の納付を行い、それから1、2か月の間に1回目で納付できなかった残りの期間分の保険料の納付を行ったとしているが、どの期間の保険料をどのように納付したのかは不明である。

一方、申立人は、国民年金被保険者資格取得手続を行ってから、すぐに昭和49年4月27日に昭和48年度分の現年度保険料を一括で納付していることが確認できるほか、申立人が所持する当時の領収書によると、46年4月から48年3月までの2年間分の過年度保険料について、49年5月31日に納付を行ったことが認められる（ただし、納付書に記入された金額が不足していたため、結果的に46年度のうち6か月が未納期間となった。）。

これらのことから、申立人が申立期間について行ったとする保険料の納付は、昭和48年度分の現年度納付及び昭和46年4月から48年3月までの2年間の

過年度保険料分として行った納付であったとしても申立人の主張と符合しており不自然ではない。

さらに、申立人の妻も、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年3月まで

昭和49年4月に私の夫がA区役所で国民年金の加入手続をした時、過去の国民年金保険料の未納期間について、1か月900円の保険料で納付できる「特例納付」のことを聞き、さかのぼって10年間分を納める手続をしたが、46年分から納めた記録とされている。夫が私の分と一緒に確かに支払ったはずであるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、特例納付実施期限内の昭和50年12月までに10年間分さかのぼって申立人の分と一緒に保険料を納付したとするのみで、申立期間の保険料の納付金額に係る記憶は無い。

また、申立人の夫は、申立期間を含む未納期間の保険料をさかのぼって納付するのに、国民年金被保険者資格取得手続後すぐに、1回目の保険料の納付を行い、それから1、2か月の間に1回目で納付できなかった残りの期間分の保険料の納付を行ったとしているが、どの期間の保険料をどのように納付したのかは不明である。

一方、申立人の夫は、国民年金被保険者資格取得手続を行ってから、すぐに昭和49年4月27日に昭和48年度分の現年度保険料を一括で納付していることが確認できるほか、申立人が所持する当時の領収書によると、46年4月から48年3月までの2年間分の過年度保険料について、49年5月31日に納付を行ったことが認められる（ただし、納付書に記入された金額が不足していたため、結果的に46年度のうち6か月が未納期間となった。）。

これらのことから、申立人の夫が申立期間について行ったとする保険料の納付は、昭和48年度分の現年度納付及び昭和46年4月から48年3月までの2

年間の過年度保険料分として行った納付であったとしても申立人の夫の主張と符合しており不自然ではない。

さらに、申立人の夫も、申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

結婚、店舗開店を契機に、夫婦の国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所で行った。それ以降、区役所の方が集金に来たので、妻が毎月欠かさず夫婦二人分の保険料を納付し、納付したら割印を押してもらった記憶がある。証拠となる資料等はないが、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間に申立人が居住していたA市では、申立期間のほとんどにおいて印紙検認方式により集金人が保険料を徴収していたが、その集金の頻度は3か月に一度であったため、毎月集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、後に実施された第3回特例納付を利用して、さかのぼって納付するしか方法はなかったが、申立人の主張は現年度保険料のみを扱う集金人に毎月納付していたとするものであり、後からまとめて納付した記憶も無いことから、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付したとは考え難い。

加えて、申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料については未納とされている。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

結婚、店舗開店を契機に、夫婦の国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所で行った。それ以降、区役所の方が集金に来たので、毎月欠かさず夫婦二人分の保険料を納付し、納付したら割印を押してもらった記憶がある。証拠となる資料等はないが、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間に申立人が居住していたA市では、申立期間のほとんどにおいて印紙検認方式により集金人が保険料を徴収していたが、その集金の頻度は3か月に一度であったため、毎月集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、後に実施された第3回特例納付を利用して、さかのぼって納付するしか方法はなかったが、申立人の主張は現年度保険料のみを扱う集金人に毎月納付していたとするものであり、後からまとめて納付した記憶も無いことから、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付したとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の夫も申立期間の保険料については未納とされている。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資

料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年7月まで

私は、次女が生まれた年の昭和50年8月にA市B区役所で国民年金の加入手続をした。保険料の金額はよく覚えていないが、近所の女性が毎月集金に来て、250円を上乗せした保険料を現金で払っていたことを記憶しているので、申立期間が未加入で未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において毎月集金人に付加保険料と併せて保険料を支払っていたとしているが、A市では、当時の保険料の集金頻度は3か月ごとであるとしていることから、申立人の主張とは相違する上、申立人が保険料を支払っていたとする集金人のC氏は、既に亡くなったとされており、申立期間の納付状況については不明である。

また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人にとっては任意加入の対象となる期間である上、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は昭和52年8月15日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得しており、制度上、さかのぼって同資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入であったことになり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年11月まで

昭和36年5月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をし、自宅に集金に来た同市職員に3か月分として300円支払ったのを記憶している。同年8月ごろに国民年金手帳が郵送されてきたが、現在は持っていない。その後、申立期間において、B市、C町、D町と転居したが、いずれも送付されてきた納付書により、元夫の分と一緒に私が市役所及び町役場の窓口で保険料を納付し、領収書を受け取った記憶がある。領収書及び保険料を納付したことが分かる資料は無いが、保険料は納付しているはずなので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月4日に強制加入被保険者として夫婦連番で払い出され、その資格取得日は同年8月14日となっており、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日も一致している。このことから、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行ったものとみられるが、この資格取得日を基準にすると、申立人は申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和36年5月ごろ、A市役所で加入手続をしたとしているが、同市では、申立期間における申立人の住民登録は確認できないとしている。

さらに、申立人は、申立期間においてB市役所、C町役場及びD町役場の窓口で、送付されてきた納付書により保険料を納付したとしているが、C町では、当時、納付書方式であったものの、B市での納付書方式は昭和54年度からで

あり、D町では、納付書方式の開始時期は不明であるが、少なくとも46年度以前は印紙検認方式であったとしていることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は申立期間の保険料を元夫の分と一緒に保険料を納付したとしているが、元夫の納付記録を見ると、元夫の国民年金被保険者資格取得日である昭和39年4月1日以降、申立期間の終期となる42年11月までの国民年金加入期間の大半は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

私は、昭和47年12月にA社を退社した時、同居していた母親から「国民年金に加入し、次の就職が決まるまでの保険料を納付しておくからね。」と言われたことを覚えている。その母親も平成17年5月に死亡し、その詳細を聞くことはできないが、まじめな母親だったので国民年金への加入及び保険料の納付が事実であったと信じている。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡（平成17年5月）しており、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況について確認することはできない。

また、申立人は、母親が申立人のA社退職後の昭和47年12月に申立人の国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年6月18日に払い出され、その資格取得日は同年5月1日となっていることから、このころ申立人の加入手続が行われたとみられる。この申立人の資格取得日からすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、母親が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、母親が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月、同年5月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月及び同年5月
② 昭和51年10月及び同年11月

平成16年5月ごろ、A市役所で自分の年金記録を調べてもらった際、職員が「記録が落ちている。」と言って私の年金手帳の欄外に漏れていた期間を記載してくれた。それにもかかわらず、その期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月8日に払い出され、その資格取得日は同年8月20日とされており、A市保管の国民年金被保険者名簿の資格取得日とも一致することから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金には未加入であったことになり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、平成16年5月ごろにA市役所の職員が申立人の国民年金手帳の欄外に記載した期間を「記録が落ちている。」との発言をもって、納付済期間と考えて申立てをしたとしているが、同市では、「平成7年以降において、国民年金加入者の加入期間の調査を行っており、当該記載期間は、加入時期から20歳までさかのぼって漏れていた強制加入期間が判明し、その期間を便宜上、申立人の国民年金手帳の欄外に記載したものと考えられ、納付済みであることを示すものではない。」としている上、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付場所、納付方法等納付状況に関する記憶は無いとしていることから、申立人の主張に合理性は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年3月からA市B区で理容店を営んでいたが、39年ごろに同区C支所の職員（集金人）と名乗る女性が店に来て、国民年金の加入を勧めてくれた。夫婦で国民年金の加入手続を行い、昭和39年度から保険料を納付していたはずなのに、夫婦共に41年度からの納付となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに、A市B区の集金人に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されたことが記載されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、41年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱わない集金人に保険料を納付したとするのみであるほか、申立人自身、さかのぼって納付したことは無いとしているなど、当該過年度納付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫については、国民年金手帳記号番号が婚姻前の昭和35年12月と婚姻後の41年6月の2回払い出されている。このうち41年6月に払い出された国民年金手帳記号番号は申立

人と連番であり、申立期間の保険料は未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私は、結婚後の昭和50年10月ごろ、A市B区C支所へ行き、国民年金の加入届を出した時、「税金ですので20歳から納付してください。」と言われたので2年さかのぼって妻の分を含め、現金で納付した覚えがあるので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和50年10月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となる。申立人は、申立期間の保険料を、加入手続時にA市B区C支所の窓口で納付したとしているが、同市では、区役所等の窓口で過年度保険料を収納することは無く、同支所内に国庫金（過年度保険料等）の収納が可能な金融機関も無かったとしており、申立人の説明と矛盾する。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期について、当初の説明では昭和48年10月の婚姻後としていたが、後日の聴取では50年4月と変更し、口頭意見陳述の際には同年10月とするなどあいまいであるほか、納付したとする保険料の額も2万数千円とするのみで、一人分か夫婦二人分かは分からないとするなど不明確である上、申立期間の保険料は夫婦二人で3万1,500円であり、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料の納付方法については覚えていないとするなど、記憶が不明確な面が見受けられる。

加えて、申立人は、国民年金の資格取得日が昭和48年10月であるので、その時点までさかのぼって保険料が納付されたことを示していると主張してい

るが、資格取得日は国民年金の加入資格が得られた日を示すものであり、保険料の納付があったことを示すものではない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

私たち夫婦が結婚後の昭和50年10月ごろ、夫がA市B区C支所へ行き、国民年金の加入届を出した時、「税金ですので20歳から納付してください。」と言われたので2年さかのぼって私の分を含め、現金で納付したと聞いているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和50年10月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となる。加入手続及び保険料納付を行ったとする夫は、申立期間の保険料を、加入手続時にA市B区C支所の窓口で納付したとしているが、同市では、区役所等の窓口で過年度保険料を収納することは無く、同支所内に国庫金（過年度保険料等）の収納が可能な金融機関も無かったとしており、申立人の夫の説明と矛盾する。

また、夫は、国民年金の加入手続の時期について、当初の説明では昭和48年10月の婚姻後としていたが、後日の聴取では50年4月と変更し、口頭意見陳述の際には同年10月とするなどあいまいであるほか、納付したとする保険料の額も2万数千円とするのみで、一人分か夫婦二人分かは分からないとするなど不明確である上、申立期間の保険料は夫婦二人で3万1,500円であり、夫の記憶と相違する。

さらに、夫は、申立期間後の国民年金保険料の納付方法については覚えていないとするなど、記憶が不明確な面が見受けられる。

加えて、夫は、国民年金の資格取得日が昭和48年10月であるので、その時点までさかのぼって保険料が納付されたことを示していると主張しているが、

資格取得日は国民年金の加入資格が得られた日を示すものであり、保険料の納付があったことを示すものではない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から55年12月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職してから、市役所へ行き国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったはずである。保険料は、すべて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その元妻が国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているが、元妻が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録、A市が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳では共に、申立人が昭和48年3月に国民年金の資格を喪失後、資格を再取得したのは60年2月と記載されている。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金の再加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和48年8月から元妻が死亡（53年8月）するまでの間は、元妻か申立人の継母が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、元妻は死亡しており、継母とは連絡が取れないため、その状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、現在の妻と婚姻後は、現在の妻が国民年金保険料を納付してくれていたとしており、現在の妻の申立期間の保険料は納付済みと記録されている。

しかし、A市では、申立人と現在の妻が婚姻したころ（昭和54年6月）には、3か月ごとの納付書により集金人が集金していたとしているのに対し、現

在の妻は集金人に毎月納付していたとしており、同市の説明と相違するほか、保険料の額についての記憶は無いなど、夫婦二人分の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年4月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年8月から55年4月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間について、国民年金保険料を納付した領収書があり、還付を受けた覚えは無いことから、保険料が還付されたとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する領収書により、申立期間の国民年金保険料が現年度納付されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録には、申立人が昭和54年8月1日及び56年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが記録されており、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）でも同日に国民年金の資格を喪失したことが記録されている。これらのことから、申立期間の保険料はいったん納付されたが、後日になって、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したために保険料が還付されたものと考えられ、保険料が還付された事由について不自然な点は見受けられない。

また、社会保険庁が保管する保険料還付整理簿には、申立人の国民年金保険料が資格喪失後納付の事由により還付されたことが、還付金額、還付決定年月日、還付金支払年月日等の還付事跡とともに明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年8月まで

昭和37年に結婚したころ、私は今まで国民年金保険料を納付しているという会話を夫とした記憶があるので、結婚前から納付していたはずである。

また、結婚後も、夫が厚生年金保険被保険者であるかどうかにかかわらず、私は国民年金保険料を納付しなければならないという意識があった。領収印を押した印紙より少し大きめの紙を1枚ずつもらい、手帳に貼るよう^はに言われて貼っていた覚えがあるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うように会社の職員から言われたので、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が勤務していた会社を退職した昭和33年10月の時点では、国民年金制度は発足していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月に社会保険事務所からA市に払い出されたものであり、社会保険庁の記録、同市が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳（47年4月発行）では共に、申立人は、43年9月7日に任意加入として国民年金の資格を取得したことが記録されている。このことから、申立人は、同年9月に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時には未加入であった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの期間、53年4月から56年4月までの期間及び同年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年12月まで
② 昭和53年4月から56年4月まで
③ 昭和56年7月から57年3月まで

私は離婚手続のことでA市B区役所へ行った時に国民年金未加入を指摘されたので、その後に入会手続を行った。申立期間①は、同区役所で20歳までさかのぼって納付するようと言われたので、未納分を納付した。申立期間②は、1年間の免除を申請した記憶は無く、勤務先が厚生年金保険の適用事業所になるまでは国民年金保険料を納付していた。申立期間③は、失業給付を受給し国民年金保険料を納付していた。申立期間について、保険料の納付場所及び納付金額は記憶していないが、納付したはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和51年10月か11月ごろにA市B区役所へ行った時に、国民年金の加入を促されたので入会手続を行い、20歳までさかのぼって保険料を納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が入会手続を行ったとする時点より以前の昭和50年1月にC町で払い出されており、申立期間①の直後の同年1月から53年3月までの保険料も同町で納付されたことが同町の申立人の被保険者名簿により確認できる。このことから、申立人の国民年金加入手続は50年1月ごろに同町で行われたものと推認され、申立人の説明と相違するほか、申立人が主張するA市B区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張する昭和 51 年 10 月に国民年金の加入手続を行ったと仮定しても、その時点では、申立期間①のうち 49 年 1 月から同年 6 月までの保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括納付することができる特例納付の実施期間でもない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 53 年度は国民年金保険料の免除を申請したことは無く保険料を納付したとしており、そのほかの期間についても保険料を納付していたとしている。

しかし、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)及びC町の申立人の被保険者名簿では共に、昭和 53 年度の保険料は申請免除と記載されており、その記載内容に不自然な点は見受けられず、ほかに同年度の保険料が免除されていたことを疑わせる事情も見当たらない。

また、C町の被保険者名簿では、「54.2.9 不在」との記載がある。

さらに、申立人は、昭和 53 年にA市D区に転居(被保険者台帳の記録では、54 年 3 月に転居)したとしているが、同区の申立人の被保険者名簿は 58 年 1 月に作成されている。以上のことから、同年 1 月ごろに、同区への住所変更手続きが行われるまで、国民年金の所管行政機関では、申立人の居住地を把握していなかったものと推認され、このことは、昭和 57 年度分の保険料を過年度納付していることとも符合する。このため、申立人は、申立期間②及び③のうち申請免除期間ではない 54 年 4 月以降の保険料も納付することはできなかつたと考えられる。

- 3 加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等についての記憶は無いとしているほか、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私は昭和58年3月にA社を退職後、雇用保険の手続きを行い、その足でB市役所に行き、国民健康保険と国民年金の加入手続きを行った。その際に、納付可能な同年3月の国民年金保険料を市役所内のC銀行の窓口で納付した。

また、昭和58年度分の国民年金保険料は、後日、多分亡父、もしかしたら私が金融機関か市役所で納付した。

このため、D社に入社する前の昭和58年5月までの国民年金保険料が未納とされていることは納得できないし、前納した昭和58年度分の国民年金保険料のうち、厚生年金保険に加入した同年6月以降の保険料が還付されないことも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月にB市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立期間当時に同市で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立期間に係る国民年金資格の取得は、平成9年4月16日の資格記録の訂正処理により追加で記録されたこと、及び申立人が同年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年2月及び同年3月の国民年金保険料を同年3月27日に納付したことが記録されている。

さらに、申立人は、昭和58年6月に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴う国民年金の資格喪失手続きは行っていないとしている。資格喪失手続きを行っていないのであれば、昭和59年度以降も納付書を送付されることになるが、申立人は、同年度以降に納付書を送付された記憶は無いとしている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度が創設された平成9年1月より後の同年2月あるいは同年3月に行われたものと推認され、申立期間当時は国民年金に加入していなかったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和58年度の国民年金保険料は、申立人の父親あるいは申立人自らが前納したとしており記憶があいまいである上、父親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から37年3月まで

昭和35年10月に兄弟4人が国民年金に加入し、姉は自分で保険料を納付しており、他の兄弟については、母親が町内会の集金により納付していたと思うので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和36年4月であり、申立期間のうち、35年10月から36年3月までの期間については、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、納付していたとするその母親が死亡しているため、その状況について確認することはできない上、申立人自身、母親から、申立人の保険料を納付したと聞いたことは無いとしている。

さらに、申立期間当時に申立人と同居し、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の兄と姉も昭和36年度の保険料は未納である。

加えて、申立期間について、母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 11 月 16 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間には、健康保険に加入しており、病院で診察を受けた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び同僚の証言から、時期及び期間については明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号※※番(昭和45年2月21日資格取得)から※※番(46年12月21日資格取得)までの間に、申立人の氏名や欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人が記憶する申立期間当時に診察を受けた病院は、現存しておらず、関連資料等を確認することができない。

さらに、A社は既に全喪・破産しており、当時の賃金台帳等関連資料を確認することができず、事業主も死亡していることから証言を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月ごろから35年8月1日まで

私は、昭和32年5月ごろにA社へ再入社し、その後、健康保険証を使って病院で診察を受けた記憶がある。

A社の社長は、社会保険のことには精通しており、手続を怠っていたとは考え難いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、申立期間を含めて厚生年金保険の適用事業所となったことを確認できない。

また、A社の事業主及び申立人が記憶している同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人が診察を受けたとする病院にも当時の資料は保存されていない。

さらに、A社は、昭和40年7月20日に解散しており、当時の賃金台帳等関連資料を確認することができず、事業主も死亡していることなどから、申立人の申立内容を裏付ける事実は認められない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月20日から21年12月1日まで
私は、昭和20年7月20日から25年3月31日まで、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同社の役員の証言から推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和21年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったこと、及び申立人はA社が適用事業所となった日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の上司及び同僚も、申立人と同じく、A社が適用事業所となった日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

昭和 43 年 8 月に A 社が合資会社から株式会社に変わる際、当時の社長から、「2 年間勤務したので重役にするから、今後、頑張ってくれ。」と言われた記憶があるので、厚生年金保険の資格取得日が 42 年 9 月 1 日となっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主によれば、申立期間当時の関連資料は無く、申立人の入社時期及び合資会社時代の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る取扱いも不明とのことである。

また、申立人が記憶する同僚の一人は、「昭和 42 年 4 月にあった会社の旅行で撮影された集合写真に申立人の姿は無く、このときには勤務していなかったと思う。」と証言しており、厚生年金保険の資格を同年 2 月 1 日に取得している同僚は、「申立人は、私より後に入社したと思う。」としているなど、申立人が申立期間に勤務していたことを推認できる証言は得られない。

さらに、雇用保険の資格取得日も厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和 42 年 9 月 1 日である。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

このほか、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月29日から29年12月14日まで

私は、A社で夫と同じ期間に勤務し、二人一組で製造の仕事をしていた。厚生年金保険の被保険者資格も、夫と同じ昭和28年4月1日に取得している。しかし、資格喪失日は、夫が29年12月14日であるのに対し、私は28年7月29日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたと証言している同僚及び同社近隣の住民は、勤務の期間までは記憶しておらず、勤務期間を確認できる資料も無いため、申立人が申立期間に勤務していたことが確認できない。

また、A社は昭和36年4月30日に全喪しているため、申立てを裏付ける関連資料は保管されておらず、事業主も高齢のため、証言することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧であるなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
A社に昭和41年5月から43年4月まで途中で辞めることなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間に同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成13年8月29日に全喪しており、当時の事業主及び事務担当者とも連絡が取れないことから、同社における申立人の厚生年金保険料の控除の有無及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てのとおりに行ったか否かを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「当時、A社は経営状態が厳しく、仕入代金の支払も滞りがちであった。」と証言しており、当時の同僚5人の厚生年金保険被保険者記録は、いずれも申立人と同じ期間が空白となっていることが確認できる。

加えて、雇用保険についても、申立人のA社での被保険者記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 7 月まで

昭和 45 年 4 月から 46 年 7 月まで、夫が勤務していたA社に勤務し、給料から健康保険料と厚生年金保険料を控除されていた。夫には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の証言から判断して、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「当時、申立人はパートであり、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった。」と証言しており、事務員も、「当時は、算定基礎届のたびに社会保険事務所のチェックを受けていたので、厚生年金保険料を控除していれば被保険者記録があるはずである。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は見られない。

さらに、雇用保険についても、A社における申立人の被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から平成 11 年 9 月 26 日まで
私は昭和 57 年 7 月に A 社に入社し、平成 11 年まで職人として勤務していた。実際に受け取っていた給料の金額と社会保険庁の記録上の厚生年金保険の標準報酬月額に差がある。給料明細と源泉徴収票があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた平成11年2月及び同年7月から9月までの期間の給料明細書によると、当該給料明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（26万円）と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、平成4年から10年までの源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料概算額の合計額とおおむね一致する。

さらに、A社の事務担当者は、「当時の賃金台帳等は残っておらず、詳細は分からない。社会保険料の負担が重かったため、標準報酬月額を若干低めにしたことはあるが、給与から標準報酬月額に係る社会保険料より高い保険料を控除したことは無い。」と回答している上、社会保険庁の記録において、申立人の前後に資格取得した複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は無い。

加えて、申立期間のうち、昭和57年7月1日から平成3年12月31日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 47 年まで

私が結婚した昭和 46 年の標準報酬月額が違う。45 年ごろは手取りで 5 万円ぐらい、46 年ごろは 6 万円ぐらい、47 年ごろは 7 万円ぐらいあった。妻の給与は 4 万円以上あり、二人で給与が 10 万円以上あったことから、結婚することを親に報告に行ったことをはっきり覚えている。当時、家賃が 9,000 円で、妻より給与が少なかったら、結婚はまだ考えなかった。申立期間について、標準報酬月額が低すぎるのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡及^{そきゅう}して訂正された形跡はうかがえない。

また、A 社は平成 5 年 2 月 26 日に全喪しており、元事業主によれば、「給与は、基本給、家族手当、通勤手当及び残業手当（歩合給無し）で、年齢に応じて多少差があったかもしれないが、在職年数に応じて昇給していた。40 年以上前のことであり、金額等については資料も残っていないため分からない。」と証言している。

さらに、同僚の標準報酬月額の記録を申立人の記録と比較してみても、著しい差は無く、不自然さはうかがえない上、当時の同僚からも、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 3 日から 46 年 2 月 3 日まで

A社を退職後、「経理事務員が見付からず、子ども連れで働いてほしい。」と頼まれて、週 2、3 日、短時間勤務で再度、同社で働き始めた。

子どもが 2 歳の昭和 45 年 2 月 3 日から、社長と奥様から子どもを保育園に預けて常勤社員として勤めるよう言われ、悩んだが、やむを得ず A 社に復帰した。その時から厚生年金保険、健康保険及び失業保険に加入した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社長及び同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚 B 氏の証言により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が昭和 46 年 2 月 3 日に被保険者資格を取得した記録があるものの、それ以前の申立期間（資格取得者 34 人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A 社によれば、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、当時の資料は現存せず、確認できないとしている。

さらに、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 46 年 2 月 3 日から雇用保険の記録は認められるものの、申立期間の雇用保険の記録は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 21 日から 53 年 10 月 26 日まで

私は、昭和49年5月から53年10月ごろまでA社に勤務していたが、社会保険事務所によると、当該期間については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答である。

しかし、提出したB社の資料により、私が申立期間にA社に勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社の資料により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、A社の前後の事業所については雇用保険の加入記録があるものの、同社については雇用保険の記録は確認できない。

また、A社の担当者は、「以前は、従業員本人から厚生年金保険等の資格を取得したくないとの申出があれば、取得させない取扱いを行っていたことがある。」としているとともに、意見聴取した同社の同僚も、「当時、会社に対し、自らを厚生年金保険の被保険者資格を取得させないように申し出て、資格取得しなかった者がいた。」と証言していることから、申立期間当時、同社においては、すべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間の健康保険記号番号索引簿に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、申立期間当時にA社における厚生年金保険の被保険者記録のある者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

私は、A社の事業主及び年金事務執行者として、社会保険事務所の指導を受け、厚生年金保険料の滞納を無くすため、自らの平成12年4月から同年6月までの標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意した。

しかし、最近、年金記録の改ざん問題のを知り、社会保険事務所で自分の記録を確認したところ、平成12年4月から同年6月までの期間だけでなく、7年12月から12年3月までの期間についても標準報酬月額が減額されていることを知った。12年当時の給与は75万円であったと記憶しており、社会保険庁の記録よりもはるかに多い額であったので、自分が知らないうちに減額されている申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の標準報酬月額に係る記録は、当初、平成6年11月から7年12月までは59万円、8年1月から10年2月までは30万円、同年3月は15万円であったことが確認できる。7年12月の標準報酬月額については、8年2月21日付けで遡^{そきゅう}及して30万円に、同年6月から10年3月までの標準報酬月額については、同年4月15日付けで遡^{そきゅう}及して11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが社会保険事務所の記録及び同社の商業登記簿謄本により認められるところ、申立人は、「厚生年金保険料の滞納を無くすため、社会保険事務所の指導に基づき、自らの平成12年4月から同年6月までの標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意した。しかし、7年12

月から12年3月までの標準報酬月額をさかのぼって減額することには同意していない。」と主張している。

しかし、A社の元従業員からは、「当時、同社の社会保険関係の事務は、代表取締役であった申立人又はその妻が行っていたと思う。」との証言が得られており、申立人も自らが同社の年金事務執行者であったと証言していることから、申立人は、申立期間当時、同社において代表取締役として厚生年金保険に係る事務処理に深く関与していたものと認められる。

また、社会保険事務所は、申立人の主張及び当時の状況について不明と回答しているものの、申立人は、代表取締役としてA社の厚生年金保険に係る事務に関与していたことが認められることから、申立期間についても、申立人の同意がないまま、社会保険事務所がかかる処理を行うとは考え難く、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に同意していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、平成8年1月から同年5月までの期間及び10年4月^{そきゅう}から12年3月までの期間については、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡及して減額訂正されている事実は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の代表取締役として会社の業務としてなされた行為に対し責任を負うべき立場にあることから、申立期間の標準報酬月額について、訂正処理の無効を主張することは信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年ごろ又は59年ごろから61年2月1日まで
私は、前職を退職した後、昭和58年ごろか59年ごろにA社に入社し、5年ほど勤務した記憶がある。

しかし、A社に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和61年2月1日とされており、申立期間は記録が無い。60年に同社新工場が新築されたことをはっきりと覚えており、申立期間に間違いなく勤務をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和61年2月1日に資格取得し、平成元年2月12日に離職していることが確認できる。この記録は厚生年金保険の記録と符合している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿について、昭和58年7月1日から申立人の資格取得日(61年2月1日)まで確認したが、申立人とみられる記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていない上、申立人が記憶している同僚などに聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から36年3月31日まで

私は、飼料販売業務の従事経験を買われて、A社に入社した。同社は社長以下5、6人の小規模な会社であり、社員全員で肥料・飼料の販売業務をしていた。社会保険料も給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚及び同社の当時の事業主の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和32年1月1日に6人が、同年4月1日に1人が被保険者資格を取得した後、新たな資格取得者は無かったことが確認できるとともに、同社は、35年12月21日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間のうち35年12月21日から後の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連書類は保管していないとしている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、申立人は、A社での勤務期間について明確に記憶しておらず、ほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 10 日から 14 年 6 月 25 日まで

私は、申立期間はA社に勤務し、月額約 23 万円の給与を同社から支給されていた。

しかし、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 15 万円となっており、納得できない。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚から提出のあったA社の給与明細書、申立人の市民税・県民税申告書及び給与支払報告書から判断すると、申立人の申立期間に係る源泉徴収票上の給与支給額は、厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当するものと推認でき、当該報酬月額は申立人の主張するとおり、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比して高額となっているものと認められる。

しかし、当該源泉徴収票には、社会保険料控除額が記載されているものの、各月の給与から控除された厚生年金保険料を確認できる関連資料等はない。

また、申立人の同僚から提出のあったA社の給与明細書に、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料を控除した旨の記載があることから、申立人についても同様に各保険料が給与から控除されていたものと考えられるところ、申立人の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を申立人のA社における勤務月数で除し、求められた1か月分の保険料控除額を基に、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料の各保険料率から割り戻し、算出した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額 15 万円とおおむね合致している。

さらに、同僚についても、給与明細書上の給与支給額は、同人の社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比して高額となっているものと認められる。

これらのことから、申立期間において、A社は、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出たものと推認され、厚生年金保険料については、届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算出した保険料額を従業員の給与から控除していたものと考えられる。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年6月まで

私は、昭和43年1月にA社に入社し、同社の工場でタイプライターの原紙を造る仕事をしていた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿によれば、申立人について、「雇入（日）昭和43年2月1日、退職（日）同年6月30日」と記載されていることから、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事務担当者は、「申立期間当時は、会社が経営不振に陥っており、社内が混乱していたため、申立てに係る厚生年金保険の資格取得手続をとらなかった可能性がある。」旨証言している。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立ての事実について証言等を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録上に不自然な点は見当たらないほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1392

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から12年3月1日まで

私は、申立期間は、A社に勤務し、平均して月額約48万円の給与を同社から支給されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が28万円となっており、納得できない。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の給与支給額は、厚生年金保険法第20条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当するものと認められ、当該報酬月額は申立人の主張するとおり、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に比して著しく高額となっている。

しかし、申立人から提出のあった給与明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額はいずれも28万円で一致していることが確認できる。

また、A社の役員は「当時、申立人に支払った給与額より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たものと思われる。」旨証言している。

これらのことから、申立期間において、A社は、申立人に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出たものと推認されるところ、厚生年金保険料については、届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額から算出した保険料額を従業員の給与から控除していたと認められる。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から27年3月31日まで
② 昭和28年12月1日から33年9月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月5日から34年9月27日まで
② 昭和34年11月21日から38年3月31日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金をもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月の前後1年以内に資格喪失した者51人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、33人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち32人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の者は、事業所が請求手続をしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。